

第 508 回福井地方最低賃金審議会 議事録

1 日時 令和 5 年 11 月 30 日（木）午前 10 時 00 分～午後 0 時 20 分

2 場 所：福井春山合同庁舎 1 階 第一共用会議室

3 出席状況：出席 14 名、欠席 1 名

公益代表委員 新宮会長、上野委員、岡崎委員、坪川委員、（井花委員欠席）
労働者代表委員 九野委員、小林委員、玉川委員、山田委員、山本委員
使用者代表委員 江端委員、酒井委員、豊嶋委員、中山委員、山埜委員
事務局 田原労働局長、青木労働基準部長、木村賃金室長、川口室長補佐
富田賃金係

4 議 題：

- (1) 福井県における特定最低賃金の意義について
- (2) その他

5 資 料

次第

委員名簿

配付資料

配付資料（その 2）

参考資料

6 議事内容

議事に先立ち、木村賃金室長より、配付資料の確認案内があった。

○新宮会長

皆さん、今日は雨の中、お足元の悪い中、御出席いただきありがとうございます。

今年度の地域別最低賃金、特定最低賃金の審議は終了したところですが、かねてより懸案となっておりました特定最低賃金の在り方について、じっくり意見交換を行い、今日の審議を通じて、来年度以降の審議に資する了解を得ることができれば望ましいと思っております。一方で、拙速に結論を出すことは、好ましくない場合もあります。状況を見ながら対応していくことも必要になるかもしれません。

皆さんの御議論を踏まえ、進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日の傍聴者は 1 名いらっしゃいます。

定足数の確認をお願いします。

○川口室長補佐

本日は、公益代表の井花委員から、所要により欠席される旨の連絡をいただいております。現時点での出席者は 14 名で、全体の 3 分の 2 以上、各側 3 分の 1 以上の方に御出席いただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを御報告しま

す。以上です。

○新宮会長

議事に入る前に、田原労働局長から御挨拶を頂きたいと思います。

○田原労働局長

労働局長の田原でございます。お世話になっております。

委員の皆様方には、お足元の悪いところ、また、お忙しいところ、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

先日、改正決定を頂きました「繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金」につきましては、11月22日に官報公示をしたところでございます。これにより、この最低賃金は18円引き上げられ、時間額933円が12月24日に発効となりますことを御報告させていただきます。

据え置かれたものを含め、県内4業種の特定最低賃金につきまして、引き続き、周知と履行確保に努めてまいりますので、委員の皆様におかれましても、引き続き、最低賃金の周知に御協力方よろしくお願い申し上げます。

本日の審議会につきましては、例年にはございませんが、福井県における特定最低賃金の意義について議論をしていただくこととなっております。長く御就任頂いている委員の皆様には、十分すでに御承知のことと存じますが、この後、担当から特定最低賃金制度の意義と沿革について、説明させていただきます。次年度に向けて、県内における特定最低賃金の意義を再確認していただくとともに、今後に向けて有意義な議論となりますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

○新宮会長

それでは、議題（1）「福井県における特定最低賃金の意義について」です。

本日の審議会の目的は、今後の特定最低賃金の審議を円滑に進めるために、特定最低賃金の審議においてベースとなる考え方について共通理解を得たいということでございます。

本日の進め方ですが、労働局長からお話のとおり、事務局から法令や中央最低賃金審議会答申等の説明をしていただき、前提となる制度を確認しておきたいと思っております。

その後は、皆さんのそれぞれの立場で御意見をいただき、その中で何らかの共通理解が得られれば、本日の成果としたいと思います。また、お互いの考えを確認するにとどまる可能性もあります。

本日は、結論を急ぎたいと思っておりますので、来年度以降の審議に備えて、ある程度の考え方が理解できている状態にできればよいと思っております。

もし、本日、審議会をこういう進め方で行きましようというところまでいけば望ましいと思いますが、なかなか難しい点はあると思います。その辺は成り行きをみながら判断していきたいと考えています。

議事については、公開の可否を予め皆さんに確認しておきたいと思っております。

議事録はとっていただき、来年度以降の審議会に本日の議論が役立つようにしたいと思います。

議事を公開するか否かについては、率直な意見交換を妨げるようであれば、公開しない可能性もあると思いますが、いかがでしょうか。どちらがよろしいですか。

○玉川委員

特段こちらとしては公開して差し支えありません。

○新宮会長

そうですか。

使用者側の皆さんはいかがですか。大丈夫ですか。

(議事の公開について異議なしを確認)

○新宮会長

それでは、議事は公開とします。

続きまして、事務局から事前に配付した資料について説明していただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○木村賃金会長

賃金室長の木村です。本日の配付資料にもとづき、私の方から説明をさせていただきます。

本日、配付資料として、「特定最低賃金制度の意義と沿革」という資料を配付しました。本資料の見方ですが、見開いていただきましたところで、いろいろな法文を書いておりますが、この出所をピンクの帯で色付けしています。また、スライド番号が頁番号になっています。

資料2頁目が、「最低賃金法第1条」の説明となります。

最初の「最低賃金決定要覧、158頁、下から3行目」としてありますが、これは引用箇所ですので、御参照の際に御参考にしていただければと存じます。

それから、図書として「最低賃金法の詳解」がございます。本書は逐条解説書で、本書の解説を引用している部分があり、引用部分はお手元に写しを配付しておりますので、適宜、御参照いただければと思います。

それでは、最低賃金法の第1条について御説明をさせていただきます。

第1条、目的の条文は御覧のとおりです。赤字で下線部が2か所ございまして、第1条の第一義的な目的としましては、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図る」ということとございます。

「もって」以降が、第2の目的です。本制度を実施することによりまして、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」ということが第二義的な目的となっています。

本日は、特定最低賃金ということですので、2頁目の上の段に記載のとおり「すべての労働者の賃金の最低額を保障する安全網としての第一義的な機能は地域別最低賃金が担うこととし、特定最低賃金については、地域別最低賃金の補完的役割を果たすもの」という位置づけになっております。

今、説明しておりますが、最低賃金法は、後ほど説明しますが、平成19年に大きく改正されておりましたので、その当時の施行通達より抜粋しているものでございます。

2頁の下、「本法による最低賃金制」の2つ目の「・」です。読み上げますと、「賃金は、本来、労使が自主的に対等な立場で話し合いにより決めるべきものであって、労働組合の団体交渉によって賃金を決定し得る等の場合には賃金も相当水準のものが確保されているであろうが、中小企業の労働者については概してこのような賃金決定方法をとることが期待されず、したがって賃金が低廉である場合が多いので、これらの労働者について一定の額以上の賃金を確保することを国の制度として行うこと」との内容です。

第1条の逐条解説は、3頁目上段の下線部を確認ください。

「賃金が低廉な労働者」とは「賃金の低廉な労働者」すなわち賃金が労働者の一般的賃金水準よりは相当低位にある労働者である」ということです。

四角い括りの、4番、5番を御覧ください。

「4 労働力の質的向上」には「①賃金の上昇によって、優秀な労働者を雇い入れることが容易になること、②労働者の生活が安定することによって、労働能率の増進がもたらされること、③労働者の収入の増加によって、労働人口中、家計補足的な不完全就業者が減少すること」。こういった部分が法律の利益といえますか、意図しているところですか。

「5 事業の公正な競争の確保」については御覧のとおりです。

次に4頁です。最低賃金法は平成19年に大きな改正がございまして、現状に至っています。平成18年に労働政策審議会で、今後の最低賃金の在り方について議論され、答申を受けて法改正に至っております。施行にあたりましては、平成20年に労働基準局長通達が発出されてございまして、法改正から決定、公布されるまでの、改正の主旨が書かれているものです。

その中で、一つ目の括りは「特定最低賃金の趣旨」です。これはそれまでに運用されてきた特定最低賃金制度の評価をされております。下線部では「産業別最低賃金が企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組みを補完し、公正な賃金決定にも資する面があったことを評価」ということで、労働政策審議会では、平成19年当時このように評価をしています。その評価のもとに安全網とは別の役割を果たすと設定されているところですか。

二つ目の括りです。平成18年の労働政策審議会、平成20年度通達にも引用されていますが、「産業別最低賃金の運用については、これまでの中央最低賃金審議会の答申及び全員協議会報告を踏襲する」とされています。

それでは、中央最低賃金審議会の答申などを御説明するために、産業別最低賃金の沿革について触れてまいりたいと思います。

5頁です。わが国における最低賃金制度は、昭和34年の最低賃金法の制定以来、業者間協定方式を中心として拡大してきましたが、昭和43年には業者間協定方式が廃止され、審議会方式の下に進むこととなります。

昭和51年には全都道府県に地域別最低賃金が設定され、すべての労働者に最低賃金の適用が及んだところですか。

その流れの中で、産業別最低賃金の役割・機能が見直されてきました。時代背景としては、昭和56年7月に中央最低賃金審議会の答申があり、基本的考え方が整理されております。整理をされたものの運用が、昭和57年1月の答申で、運用指針として示されました。全国の産業別最低賃金の改定がなかなか進まなかったことから、昭和61年に運用指針が見直され、現行の運用になってきたという流れとなっております。

そこで大きく一旦リセットといたしますか、昭和 56 年の基本的考え方をおさえてまいりたいと思います。

5 頁の右側(1) 基本的考え方です。赤字の部分ですが、「産業別最低賃金は、(略)、関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準が高い最低賃金を必要と認めるものに限定して設定すべきもの」と考えている。その考え方に則り、次のいずれかの基準を満たすものについて設定するという事で、「① 同種の基幹的労働者の相当数について、最低賃金に関する労働協約が適用されている産業」、この産業が、本文に戻りますが、小括りでいう、産業分類では小分類、「関係労使の申出にあったものに設定する」という基本的な考え方が示されました。

産業別最低賃金を設けるという考え方が、5 頁の右側になります。昭和 57 年の答申の中で、審議の方法としてのルール、申出としての形式要件がここに反映されてきています。

ただ、当時は相当数という数字については、5 頁の右側②ですが、2分の1の適用でしたので、なかなか進んで、いかなかったというところもございます。

次に、6 頁です。この昭和 57 年当時、運用指針が改められました時に、皆さん御承知のとおり、必要性審議の全会一致ということについての了解事項が示されております。

ここにつきましては、図書「最低賃金法の詳解」の 256 頁を引用しております。2 行目中ほどの記載は、昭和 57 年当時の写しです。小括りの 1 行目のところは図書の解説となりますが、「産業別最低賃金は、労使の団体交渉の補完措置となるべきものであるという基本に立って設定されることから、(略) 改正又は廃止の必要性について(略) 全会一致の議決に至るよう努力するものとする。」とされています。全会一致につきましては、「労使の団体交渉の補完措置となるべきものであるという基本に立って設定されること」ということです。

7 頁につきましては、現行により近くなってきましたが、なかなか(産業別最低賃金の) 改定が進まなかったことから、運用指針が見直されている流れです。

7 頁の右側ですが、賃金特性の見方の観点がございますので、御紹介したいと思います。

昭和 62 年当時、日本産業分類で大分類としてきた産業別最低賃金の適用を小分類に適用していきましよう、細かくしていきましようという流れの中で、どういった小分類だけを残すかという取捨選択を行ったときの基準です。

黒字の下線部となりますが、各都道府県の労働者の平均的な賃金分布に比べて低位にあると認められる業種について、現行(大括りの) 産業別最低賃金からは外しましようという流れです。

その低位の考え方は赤字部分です。「賃金特性値のうち、第 1・十分位数について、全調査産業計の数値を 100 として、指数化したときに、100 未満であって、第 1・十分位数以外の賃金に関する特性値についても同様な傾向があるものについて産業別最低賃金から外しましようという考え方が当時取られたという御紹介です。

8 頁では、昭和 61 年以後の適用ですが、労働協約ケースにつきましては、2分の1というところから、3分の1以上に緩和されました。これによって産業別最低賃金の転換を図ったというところからです。

① 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者又は使用者の範囲を明確にする。

- ② 最低賃金に関する労働協約に基づく産業別最低賃金に係る改正又は廃止に関する申出については当該労働協約が同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上の定量的な要件。
- ② 当該申出が当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者の全部の合意によるものである。

という運用が固まっていたわけです。

9頁につきましては、昭和61年の運用指針の中で、最低賃金を決定する際の記載としては、3の括りの中のものであります。諮問するルール、専門部会の委員構成などについて記載されているものです。

次に、10頁です。その後、平成10年や平成14年に中央最低賃金審議会の中で全員協議会が行われています。今回は平成14年のみ抜粋しています。

ここでは、労使のイニシアティブの発揮が求められており、申出の意向表明後、速やかに労使当事者の意思疎通を図ってくださということや、関係労使の参加による必要性審議をしていく、検討などがございます。

その中で、金額審議においても、全会一致の議決に向けた努力ということが確認されており、赤字部分ですが「産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい」とされています。全会一致の議決に向けた努力は、必要性審議の全会一致と、金額審議における全会一致が望ましいという2つの部分があります旨御承知お祈りいたします。

次に、11頁です。こちらは最低賃金法の第16条です。産業別最低賃金である特定最低賃金は、地域別最低賃金より上回るものでなければなりませんとの規定があります。必要性審議の中でも、こういったものについて御審議をいただくということとなります。その理由につきましては、11頁の2の括りのところに記載したとおりです。

以上が意義と沿革です。

ポイントとしておさえさせていただきたいと思っておりますことを申し添えます。

2頁目、第1条で、「賃金の低廉な労働者について」という構成要件の中で賃金の最低保障額を保障していく制度を考えているということが一点。第一義的な目的が「賃金の低廉な労働者」について保障するという事ならば、3頁でいう第二義的な目的が生じるのではないかとということもあります。

それから、4頁になりますが、現行の運用につきましては、平成10年や平成14年当時いろいろ検討がなされていますが、平成19年の改正にあたっては、これまでの中央最低賃金審議会の答申等を踏襲することが確認されています。

次に、5頁では、ポイントの3つ目となりますが、基本的な考え方は、昭和56年の産業別最低賃金のところで労使の相当数の基幹的労働者について最低賃金に関する労働協約の適用される産業、こういったものについて設けていくことがうたわれ、その必要と認めるものに限定して設定すべきという考え方になっています。

大きくは、上記のポイントがございまして、おさえいただければと思います。

続きまして、資料の説明をさせていただきます。

12頁以降です。賃金特性について、以前にお示ししたのももございまして、令和5年のものを入れ、再度お示しさせていただきました。

12頁につきましては、地域別最低賃金の御議論の際に御参照いただきました最低賃金に関する基礎調査の全調査産業計の値を左側に置き、繊維についての賃金特性を右側に置いております。下段につきましては、全産業を100とした場合の割合の数字

です。

13 頁、14 頁、15 頁はそれぞれ業種が変わりまして、機械は 13 頁、電気は 14 頁、百貨店、総合スーパーは 15 頁にそれぞれ資料を付けております。地域別最低賃金の値は全て同じものとなっています。

16 頁につきましては、今示しました 4 業種の賃金特性のうち、第 1・十分位数だけを抜き出して、一覧表にしたものです。右側は全産業の値を 100 とした場合の割合を並べています。

17 頁以降です。こちらは、賃金特性値の中で中位数と第 1・十分位数をグラフ化したものです。中位数とは、賃金の調査結果の中で、労働者一人を一つのサンプルとして、低い方から高い方に並べたときに、人数としてちょうど真ん中にいる方の金額を中位数といいます。第 1・十分位数は低い方から 10 分の 1 の値というものです。このグラフにつきましては、棒グラフが当該産業の賃金特性値を表しています。棒グラフの高い方は、17 頁では繊維における中央値、1,250 円です。低い方の棒グラフは 900 円という値は、第 1・十分位数です。その差としては、350 円の差が生じていることを見ていただきたいと思います。

それに対しまして、折れ線グラフですが、上の実線は全産業の中位数、下の点線は全産業における第 1・十分位数となります。第 1・十分位数同士を比べることや、中位数同士を比べることによって、当該産業の賃金が全産業よりも優位性があるのか、ないのかということも、見ていただけるのではないかと思います。

同じように、17 頁は繊維、18 頁は機械、19 頁は電気、20 頁は百貨店、総合スーパーを表しています。

21 頁です。御要望により、令和元年度から令和 5 年度までの特定最低賃金の県内 4 業種について全国の改正状況を入れさせていただきました。繊維については、5 県ございます。ほぼ改正されたところがなく、令和元年度の福井の 830 円が最後となっております。

この表の見方としては、下の方に全会一致との記載があります。金額審議において全会一致とされた都道府県がいくつあるのかという数字をここに入れさせていただきます。

記号の見方としては、○が全会一致、●は使用者側反対、▲は労働者側反対としております。横バーについては申出がなかったところです。

次に、「協約」、「公正」との記載については、労働協約ケース、公正競争ケースを表しており、繊維については労働協約ケースばかりです。

22 頁です。機械を表しております。千葉県では、公正競争ケースで申出があり、必要性が認められないということです。福井県は全て労働協約ケースですので、労働協約ケースで必要性なしとしているところには資料に色付けをしております。

機械につきましては、24 都道府県のうち、令和 4 年度は 16 の局で全会一致、令和 5 年度は 14 の局で全会一致という割合となっております。

24 頁です。電気につきましても同じように、45 の都道府県がございしますが、令和 4 年度で 31、令和 5 年度は今のところ 30 の局で全会一致の金額審議となっております。

25 頁、百貨店、総合スーパーは、10 県ございます。令和 5 年度は 5 つの局で全会一致となっております。

26 頁です。御要望をいただき、用意した資料です。令和元年度以降の特定最低賃金

の件数と、内数となりますが、埋没したという表現は、地域別最低賃金を下回り、地域別最低賃金が適用されている特定最低賃金の数となります。年々その割合は上がっており、令和4年度で34.5%となっております。

令和5年度につきましては、変動中ですので、口頭で補足説明します。令和5年度につきましては、新たに埋没するであろう、申出がなかった、必要性なしとされた特定最低賃金を10件認めております。ただし、令和5年度に新たに特定最低賃金が改正決定され、地域別最低賃金を上回ってくるところが7件、7つの特定最低賃金がございます。例えば、25頁の百貨店、総合スーパーで、6番の島根です。これまで改正申出がありませんでしたが、今年度改正され、905円ということで埋没から解消しています。それから福岡、令和4年度労働協約ケースで、必要性なしと判断されたものについて改正決定されたという流れがございます。

そういったもので見てまいりますと、各種商品小売りは、奈良・鳥取で埋没から改正決定されており、大阪の鉄鋼、電気、輸送機械においても同じような動きとなっております。以上、御紹介です。

次に、「福井県特定最低賃金の審議における問題意識」という横置き資料です。

必要性審議につきましては、賃金特性値をグラフで示しましたが、こういったものによりまして、必要性審議に役立てていただければよいのではないかとということ、公益の先生方の御意見をいただきながら、考えてきたというところです。

必要性審議のその2ですが、賃金特性の中から、低賃金労働者ということがみられるならば、法益というものの生じてくるでしょうから、必要性なしと判断される場合には、その判断根拠を審議会として明らかにしていくことがよろしいのではないのでしょうかということです。

そういった場合の判断する根拠は、賃金特性でありますとか、労働協約の最低額、適用労働者数の推移、労働生産性というものも例示としてございますが、本日は配付資料（その2）で、こういったものの入れてはどうかという御意見もあり、御紹介をさせていただきます。

配付資料その2の厚生労働省の11月28日発表の「令和5年度賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」です。本資料はこれまで審議会ではあまり使ってこなかったものですから、先生方にはこういった資料を審議会ですべて使ってはどうかという御助言をいただき、審議の充実を図ってまいりたいと思っておりますので、引き続き御助言をいただければ幸いです。

資料1の中身につきましては、地域別最低賃金、特定最低賃金でも、基礎調査の説明をいたしますが、定期昇給か、ベースアップかということとは関係なく、昨年と比べてどうなのかという、まとめ方をしております。

本資料については、今回は定期昇給か、ベースアップかを細かく調べたところがございます。業種ごとに細かく数値がおかれておりますので、また、必要性の審議等々で御参照いただければと思います。特に、6頁はグラフ化されていますが、本年度の改定額が突出して高くなっている状況も見て取れます。また、12頁では、昭和57年からの改定率の推移が入っており、参考となるものではないかと思っております。

資料No2につきましては、価格交渉の資料です。私どもでテーマとして書かせていただいたものの中には、価格交渉に触れたものが入っていないのではないかと御指摘ではないかと思っております。こういったものも含めて御議論を深めていただくことが大切ではないかという御指摘ではないかと思っております。

以上、私からの説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○新宮会長

ありがとうございます。

さて、議論を始める前に、今の資料説明について御質問等ありましたら、お願いします。いかがでしょうか。

○新宮会長

これは、ちょっと今気づいて恐縮ですが、特定最低賃金に対して全会一致の議決への努力ということで、必要性に関して全会一致の議決に至るよう努力すると書いてございます。他方で金額改正についても同じ文言になっているわけですが、必要性審議については全会一致がむしろ原則となっていて、金額審議については多数決で運用しているように思います。これは立法趣旨からすると、全会一致の方が望ましいということかと理解しております。必要性審議についてはとりわけそのことが重要だと解されているという理解でよろしいでしょうか。

○木村賃金室長

はい、御質問ありがとうございます。

今の御質問につきましては、私どもの横置きの説明資料の6頁と10頁のところの全会一致の2つにつきましてはの御質問ということでございます。

まず、文言だけしっかり確認したいと思いますが、6頁の必要性審議におけます書きぶりとしては、全会一致の議決に至るよう努力するという文言でございます。それから、10頁の平成14年の全員協議会報告での金額審議における部分につきましては全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいというふうになっております。望ましいという文言に、少し差があるということをおさえていただきたいと思っております。

全会一致の必要性につきましては、関係労使のイニシアティブにより地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めたものについて設定するというものを基本としているものでございますから、全会一致というところも求められるというふうに承知をしているところでございます。

また、審議会方式によって特定最低賃金が決められ、この決められた特定最低賃金が申出に係る労働協約締結以外の、主に中小企業・零細企業になるかと思いますが、当該労使にも適用されるものですから、公正さを担保することからも、必要性審議においての全会一致というところが強めに出ているのではないかと思っております。その点、金額審議については繰り返しますが、望ましいということとされております。以上でございます。

○新宮会長

ありがとうございます。他に皆さんの方から、御質問はいかがですか。

○山埜委員

はい、詳細な資料を作ってくださいありがとうございます。

勉強会ということで、確認の意味で質問させていただきます。

特定最低賃金の趣旨と対象産業について説明していただきましたが、資料4頁に特定最低賃金の趣旨が書いてあります。特定最低賃金は「企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組を補完し、安全網とは別の役割を果たすもの」と書いてあります。対象としては、5頁に「地域別最低賃金よりも賃金水準が高い最低賃金を必要と認めるものに限定」と書いてあります。

実際に、どういうものが対象となるかということ考えたときに、補完という意味は、例えば、先ほど書いてありますように、中小企業であるとか、労働組合を持たないなどの理由によって、非常に対象労働者数も多く、賃金水準も高い産業なのに、賃金を低く抑えられている労働者を救う制度というふうに考えればいいのでしょうか。教えていただきたいです。

○新宮会長

これはどうですか。法解釈的には。

○玉川委員

我々、労働組合の立場とすると、ここに申出できるような立場という意味では、当然交渉できるような立場になっていますから、その労働協約ケースにすることがここの意味することであって、当然労働組合がない、賃金を実際の交渉によって決められない職場に対して波及させるという意味では、この部分が大きく意味するものであります。

逆に、派生させる話ではないですが、やっぱり団体交渉の補完措置というところが非常に大きく捉えられまして、特に、我々もこの間、公正競争ケースから労働協約ケースにこだわってきたことは、大きい意義を有しています。特に県内の産業においては、当然、労働組合をもたない業種も多くございますので、そこについては、我々はいろいろな問題を抱えていると思う業種においても、労働協約を結べていないという実態を考えたときに、なかなかジレンマとしては、公正競争ケースでも出したいような業種もあります。しかし、そこは補完措置という意味では、なかなか必要性を認めてもらえないというところで、少なくとも4業種については、労働組合を抱え、以前は2分の1でしたけれども、3分の1まで条件を引き下げていることも含め、労働協約ケースにこだわって、申出をさせていただいたということです。

公正競争ケースと労働協約ケースの意味合いは、昨年ぐらいからしきりに申し上げてきたところが、この意味するところと考えていただければと思います。以上です。

○山埜委員

さらによろしいですか。もうちょっと、具体的に分かる題材で教えてください。

例えば、17頁、18頁、19頁の棒グラフについては、非常にわかりやすいなと思います。このグラフで、繊維と電気と百貨店をみますと、全調査産業の中位数または第1・十分位数よりも、ほぼ同じか下回っている。機械は上回っている。先ほど言いました対象が、金額水準が高いものが対象というような説明があったと思いますが、これを見てもみますと、福井県の場合、機械以外の3業種は高くないのではないかとということが一点。

次に、先ほど言いましたように「補完し、別の役割を果たすもの」で、賃金水準が高い産業なのに、賃金が低く抑えられている産業かどうかということは、この棒グラフの差を見ることによってわかるかなと思います。

確認すると、繊維はまあまあ開きがある。機械も開きが大きい。しかし、電気と百貨店は開きが割と小さい。この棒グラフだけを見ますと、賃金水準が繊維もそんなに高くはない。それから、電気と百貨店は賃金水準も低いし、開きも小さいということになります。そうすると、対象産業になるのかなという気がしたもので、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○新宮会長

実は、今日その辺も議論していただきたいと思っていたところです。この辺についての理解をちゃんとしておくといいいかなと思いますが、いかがですか。

○玉川委員

はい、後ほど、また説明をさせていただければいいかなと思っています。

僕の見方からは、今のこの折れ線グラフ、例えば17頁ですね。折れ線グラフの実線はいわゆる全産業の中位という見方をされています。例えば、繊維の棒グラフの黒い方は、繊維の中位です。令和4年、5年において繊維の中位数は上がっているという見方をさせていただくと、繊維産業においてもやはり賃金の引上げというのを実施しないと、いろんな課題が出てきているということが表れているのではないかなと思います。

そういう意味では、福井県の全産業の中でも繊維産業の復活ではないですが、実質的な中位が上がってきていると見える。

もうひとつの薄い棒グラフは、第1・十分位数です。ここが上がってきていないと見ると、明らかに格差が生まれ、低いところを抑えているという表現が適切かどうかわかりませんが、低いままになっている。そういう意味では、繊維については、低廉な労働者が増えつつあるのではないかと、むしろ、特定最低賃金で引き上げるべきではないかという解釈もできるということです。

特に、電気や百貨店では、またちょっと意味合いも違うかなと思います。

我々が、本資料を見て思ったことは、労働協約ケースの中では、電気が一番割合が高い。よく使用者側の先生に指摘されたことは、労働組合の数について、電気は大手と中小の開きが大きいのではないかということで、数的には非常に労働協約の割合が高いと、ただ一方で小さいところも多く、この間の差が大きいのではないかという御指摘を受けています。

逆に言うと、決して我々の労働協約ケースにおいても、最低の額が低いわけではないです。むしろ高いぐらいです。平均的な中位が、全産業より低くなっているという意味では、全体を引き上げるという意味では電気を全体的に引き上げるべきではないかなと思います。

なおかつ、全産業の第1・十分位数よりもむしろ電気は低いということですから、これまた電気も特定最低賃金によって引き上げるべきではないのかと読み取れると思います。

それから、百貨店、総合スーパーは他の産業と違うという意味合いが大きいかなと思います。特に百貨店、総合スーパーの場合は、正社員よりも圧倒的に非正規と呼ば

れる労働者の数が多いので、その辺が全産業の中位水準よりも下回ってしまう。

例えば、正社員というような形にこだわらせていただくと、おそらく全産業の中位と同じくらいになっているのではないかと思っています。

ただ単に、産業の中の中位となると1,192円に対して1,012円、1,014円程度に収まっているので、ここは他の産業とは、意味合いというか、異質ではないかというふうに捉えています。その中で、最低が910円ということで、ほぼ全産業の中位と同じような水準になっているということでございます。

これは、全産業の中の雇用形態によって、かなり差が生まれているということがよく分かるのではないかと思っています。私はこの4業種の棒グラフや折れ線グラフの推移を見たときに読み取ったところです。

他に、機械とか、電気、繊維についてありましたら、よろしく申し上げます・

○小林委員

電気の方の棒グラフで見ていただいた内容については、玉川委員が説明した内容だと思います。しかし、賃金のみしか反映されていないと感じますが、電気の生産額、付加価値等の部分は、他の全産業と比較した場合に逆転する形になっています。特に、国内総生産の部分で比べると、他の産業の1.4倍から1.5倍となります。その産業と比較しても賃金が低いという現実が確認できるということで、特定最低賃金の必要性、重要性があると改めて考えております。

○新宮会長

電気の付加価値、生産額が全産業の平均と比べて約1.4倍ということでしょうか。

○小林委員

そうです。これは、今年の春先に資料としてお出しさせていただいておりますので、御確認いただければと思います。

○上野委員

それは要するに、労働分配率が低いということですか。

○小林委員

そういうことになります。

○岡崎委員

労働者一人当たりの比較で1.4倍ということですか。

○小林委員

はい、そうです。

○九野委員

それぞれ賃金特性値の中から優位性というお話が出ているのかなと思います。

全産業のものと各産業のものを比較されているということですが、労働者の構成

というところが、本当にイコールなのかというところで水準の差が出ているのかなと感じております。

ある年代から非正規労働者が非常に増えてきたという問題があり、ざっくり3分の1ぐらいが非正規労働者という統計が出ているのかなと思います。そのことが、福井県にそのまま当てはまるかどうかは分かりませんが、例えば、機械の分野では、非正規労働者が実は意外と少なく、正規雇用労働者を中心に技術力を中であげ、高めていくような動きが強いのです。それと比較すると当然、非正規労働者の賃金が一般的に高いわけで、その水準の差というのは生まれてくるのかなと思います。

一方、今御指摘の産業はかなり裾野が広い産業かなと私は感じております。非正規労働者が大半を占めるような業種に行けば、当然その産業の正規労働者と非正規労働者のバランスと構成が違っているので、そういった差が生まれて、統計資料には出てきているのかなと感じております。

もう少し続けさせていただきますと、そういった産業であるからこそ、正規労働者中心に行われております組織労働者の交渉、要求といった取組みがしっかり産業全体に浸透しているかといえ、なかなか非正規労働者中心にそういった労働条件の改善が図られていないということが逆に表れているのかなと思いつつ、この資料に見させていただきました。以上です。

○山本委員

繊維の方では、企業構造体の下請けというと、極端な言い方になりますが、大手商社から加工賃で成り立っている構造が多分にあります。そうすると、価格転嫁するように推奨されていかないと実質的な賃金のところにまで配分が回らないという構造があります。

それが、一般的な企業と生業（なりわい）業との違いというところが非常に大きくなってきています。

ただ、商社を含めた大元のところでは、外資との出資割合等によって関連会社などの商社がなくなっていくと、国内の方に大きくお金が回ってこないという、投資家対策のリスクがあるということがあります。

一方で、福井の県内における繊維産業は、企業として単一、各社の中でやっていることから、外に大きく仕事をするというよりも、商社を含めた親会社、株主からのOEMによって仕事をしていく。そうすると、加工賃は上がらない。結果として価格転嫁ができない。最終的には賃金に反映されないということで、産業構造上の課題はあるだろうと見ています。

その中でも、労働協約を含めて賃上げ、ベースアップ、賃金改定を含めた労働協約の数値からすると、まだ優位性は保たれているというところはあるつつも、実態としては厳しい状況になっているので、産業、業種別に比べたときに大きな差が出ているということが課題と考えています。

○山本委員

もう1点だけよろしいですか。今の山本委員の話されたことですが、繊維がもうちょっと小括り化というか、賃加工の産業と先端の繊維産業とを区別して見ると、分かりやすいのかなと思いますが、そういうようなことはいかがでしょうか。

○山本委員

繊維産業の中でも、大きく付加価値が変わってきています。従来の日本の明治維新以降、高度経済成長の中で、衣料系と、付加価値が非常に高いところに分かれてきています。非常に付加価値が高くなっているところは、従来のユーザーを相手にしていたところとは違うところと取引をしているところで、実は同じ商品なのに、売上、それから付加価値、利益率が上がっているという背景があります。

ところが、繊維の特性を持った付加価値になると、今度は圧倒的に物量が足りないのので、売上に繋がるかとなると、企業の技術は高くなるが、売上は高くないということがあります。

非常に、分かりやすい例でいうと、心臓弁を作っているところになると、付加価値はとても高いです。技術も高いです。それが1つの企業として、生業（なりわい）をやるだけの市場があるかということ、そこはないわけです。

一般的に衣類というのは、全世界をマーケティングにしているので、市場規模が大きいということになります。そうすると、安価で物量をさばかなくてはいけないという構造です。そのことが、産業としては大きな課題であり、やっていかなければいけないことです。

福井もそうですが、金属加工、メガネ中心ですが、どこと取引しているかということが実は大きな利益率に関係しているということが構造上もあるということです。

○新宮会長

今、お聞きしていると、構造的にかなり難しい、仕立て構造が多いとかいうことでは、企業の方としても賃金を上げにくい環境の中で経営しているという現実ということにはなりませんか。

○山本委員

全ての企業でありませんが、多くの企業がその状況に陥っているということは間違いがありません。

○新宮会長

実績的な議論に入っている気がしますが、それぞれの産業の中でもさらに分類、未満率等の資料があったように思います。昔見た気がします。

その中で、繊維の中でも特定のもの、機械の中の特定のところが、すごく賃金水準が低く、結果としては10分の1に入ってしまう。すごく低く出すぎてしまっているという資料を見たこともあるような気がします。

一つの考え方は、今の括りの中に、小さな分類があります。繊維なら繊維、機械なら機械、その中で、かつて小売りで行ったように、もう賃金を上げることが難しい産業は廃止していくとかいう形にしないと、なかなか上げる根拠を出していくことが難しいのかなという印象も持ちます。その辺はいかがですか。

今、山本委員が質問してくださったことは、今日だいたい議論してきたこととすごく関わるところですので、この辺に少し関わってお聞きしたいと思います。

労働者側としては、どんなお考えをお持ちですか。かつて卸、小売を百貨店、総合

スーパーにしたような形で、その対象企業を変更するという。これは結構、労力を要しますので、とりあえず可能性と言うしかないかもしれませんが、そういう形での業種内の見直しをするという可能性はどうでしょうか。

○玉川委員

はい。先生もおっしゃったように、百貨店、総合スーパーが卸、小売から轉身したという形は、以前もお話ししたとおり、使用者側の先生方からの提案も一部あって、労働者側が一定程度理解してから取り組んできたという経緯があります。

機械、電気、繊維も、できれば大括りの中で取り混ぜていただいています。当然、先生が言われたように、もしかしたら小括り中で、賃金水準やデータが集まったときに、繊維なら繊維、電気なら電気の中で、例えばある分野だけがデータの的に見ると全体の10分の1にかたまってしまうということが明らかであれば、もちろん括りを変えることについて考えかたとしては思っています。

逆に言うと、むしろ使用者側の先生方が、より特化した形で、例えば繊維の大括りではなく、ある繊維の中の一部の部分を含めて、中括りぐらいで、新しい繊維という分野で、特定最低賃金を作った方がいいということに御理解をいただけるようであれば、ひとつの考え方として実際に思っているところです。

これは、いわゆるUAゼンセンさんという産別の中で、この議論も今までもしていただいていますので、具体的にそれをどうしていくかということは、今後そういったデータを見ながらやっていくことになると思います。

逆に、これまで懸念したことは、もしかすると役割を終えるようなところは外していくという考え方に対して、使用者の先生がむしろ悪いのは外したのかというふうに捉えられたときに、それは自分たちで切り捨てているというようなことが、御理解として出てくるかなど不安材料として思っていたところもあります。

我々は、どちらかというとは低廉な労働者を救うという役割と、もう一方で、福井県産業を引っ張っていく、産業としてより高い水準の特定最低賃金を作りたいという意味では、かなり思いの違が出てくるので、そこについて一定程度、公益の先生も含めて、使用者側、公労使が同じ方向を見て作っていくというのは、考え方として持っていると思っただけであれば結構かと思えます。

○新宮会長

公益の先生からは何かございますか。

○岡崎委員

自分自身、今イメージをつかみかねているので、ちょっと教えてください。ここで言う第1・十分位数という方々が、具体的にどういう労働者か、もちろん産業毎に違うだろうと思いますが、どんなイメージの方ですか。

○木村賃金室長

御質問ありがとうございます。

御質問は、第1・十分位数という方で、実際に調査を事業所から回報いただき、一つ一つ見ていったときのイメージでは、やはり非正規労働者の方が多いと思っています。

○岡崎委員

特定最低賃金で対象とされている、本来はもう少し高い賃金がいただけるかもしれないだろうけれども、労働交渉力がないがゆえに上がっていない、そういう労働者を救うのだということが、先ほどの御説明の趣旨だったと理解しています。その対象者として、この第1・十分位数の方は、それなりに意味があるという理解でよろしいでしょうか。

○木村賃金室長

昭和62年当時において第1・十分位数を基礎として見ているというところがあります。

低廉ということを考えれば、もっと下に、第1・二十分位数がございます。ただ、その数字につきましては最低賃金の減額を特例する許可を持って、最低賃金より下回る方たちが入ってまいります。例えば、障害をお持ちの方で、断続的労働という労働時間の長い方が入ってこられたりします。

それから、特定最低賃金につきましては、軽易な作業であって、特定最低賃金から除外される方たち、地域別最低賃金が適用される方たちが入ってまいりますので、低廉というところで第1・二十分位数を使うということは精度的に低いかな、と思っております。

そうしますと、第1・十分位数を見ていただくことが適切な見方ではないかと思っております。

低廉というところは、繰り返しになりますが、中位数や中位数以外の平均値もありますが、そういったところとの格差というところを御覧いただいて、全体的に俯瞰していただければよろしいのではないかと思っております。

○岡崎委員

正直言って、12頁を見ると、繊維といっても、やや上と下の差があるとともに、第1・十分位数の方々って、どんな労働者の方々だろうというイメージを、自分なりに固めたかったものです。ありがとうございます。

○玉川委員

今、先生のおっしゃった話、山本先生がお話しされたことは、単純に1社の中での労働者だけではなく、業種の中においても、同じ繊維の中においてもおそらくその周囲に近いところの企業と、より10分の1にいらっしゃる方の多い企業が分かれているのではないかと、そういう意味で業種区分を、小分類ということも考えるべきではないかという御意見だと、僕は受け止めています。

単純に、雇用形態だけではなく、企業や企業規模によってその差は大きく出てくるのではないかと思います。

○岡崎委員

私もそういうふうに思います。

先ほども言いましたように、対象をもう一度きちんと整理しながら、第1・十分位数の金額もかなり変動が出てくる可能性があるかもしれないという気もします。

そうした場合には、特定最低賃金の審議において、どうするのかという議論が出てくるのだろうという気がします。

○山本委員

ただ、業種の細分化をすることによって、精度が上がるかという理屈は、少し成り立たない構図があります。今は、対象になるデータのN数の元になるデータは当然一定の年齢層からなり、正社員以外も入ってきています。

そうすると、今の法律上、実態把握をすると60歳を超えた方は再雇用のところになります。その手前では30万、40万近くあった賃金が瞬間的に17万、18万になる。大きな企業であっても、いわゆる非正規の方が多くなれば賃金実態が下がるという構図が出てきます。

特に、福井県の産業構造と、労働者を取り巻く構造からすると、現実的には福井県以外から人が入ってくるということよりも、県内で18歳、もしくは大卒22歳を超えた方が就職をするとなると、基本的には多くの人が県外から流入するというよりも、地場で採用と就業になります。

こうしたときに、市場が拡大しても生産現場に人がいなくなると、高齢者が非常に多く雇用されると、実態としては賃金水準が下がってくるということになるので、業種だけを見るということではなく、業種と正規、非正規等を細かく分類していただかないと、本当に産業に必要な賃金水準はどこだとかということが分からなくなります。これを裏返せば、小売、スーパーの時と同じように、派遣社員もしくはパート労働者が多くなると実態としては下がってくる。

ただ、小売、スーパーを含め採用は圧倒的に大卒が多いので、その賃金水準は高く、分解するといろんなことが見えてくると思います。

単純に、業種だけを見ていくとなると、実態がちょっと分かりづらいことがあるのではないかという懸念もあります。

○岡崎委員

私も、この分類に来年できるかどうか分かりませんが、特定最低賃金は基幹的労働者を対象としているので、データという点、10分の1という、非正規の方が、産業としてどういう状況なのかという認識はこれでできますが、我々が議論する特定最低賃金の対象者としてどうするか、どれくらいの金額が必要なのかという時にはそれを分けられるようなデータがあったほうが望ましいと思います。ありがとうございます。

○上野委員

よろしいですか。繊維は業種により、かなり良いところと悪いところに差があります。また、企業体の中で、何を作っているかによって、元々のメーカーとの垂直的な取引の中で、自販能力がある分野と賃加工だけをやっている分野で、大きく違います。

一つの企業体の中で生業（なりわい）としてやっている経営が違うような構造があるところをどう色分けするのかと思います。

○山本委員

僕らは不可能だと思っています。現実的には分けていこうとする。

ある企業の連合体では、セグメント的に染物の量が多いが、利幅からするとどちらかと言えば、これからは電気系の配電盤事業の方が利幅を出すように注力しています。

ところが、企業体で見ると、まず繊維加工業としての登録なので、僕らからすると繊維でしか見るしかないわけです。

○上野委員

だから、やっていることが違いますね。

○山本委員

やっていることは違います。

○上野委員

繊維をどう扱うかということは、福井においては一番難しいと思います。

○山本委員

そこだけで働いている人たちが、2,000名いる企業のグループの中から1,000人が繊維ですと、分けられるかを検討する必要があるということです。

企業としての初任給設定をしなければいけないということも当然出てくる話なので、同じ業種一つとっても見ているところが違う。その見方によって変わるということ、抜き出しができないという現実がある。

○岡崎委員

興味本位で恐縮ですが、一つの会社の中で、あるジョブの方は、こういう賃金水準、別のジョブの方はこういう賃金水準で、ということはないのですね。

○山本委員

全部とは言いませんけど、多くはそうです。

例えば、派遣労働者が解禁になったときに、特定26業種で、その専門資格で食べている人たちの多くを雇用しないといけない企業にとって、そういう方たちを対象に個別設定する場合はありますが、企業の中で何人いるかということ、例えば、法務に長けていると人となると、一人、二人の話なので、数は圧倒的に少なく、全体的な人数の中では埋もれてしまう。

○新宮会長

今、経緯をお伺いしていて、事務局から御説明いただいた中では、特定最低賃金の意義は、低廉な賃金で働いている労働者を地域別最低賃金で支えつつ、さらに業種の中で低廉と位置づけられる人たちの最低賃金をどうするかということが本来の趣旨だとすると、第一義的には賃金が低いということはどうするかということが論点になるかと思います。

実際には、過去の議論を踏まえましても、他方で支払能力という問題がございま

す。この点について、今議論しているような支払能力は到底確保できないところが、もし明確に分けられるのだったら、そういうところに特定最低賃金を適用するのは酷かなという思いも、他方であるわけです。

この辺が現実的にちゃんと資料を得て、確定できるなら、先ほど申し上げたように可能性として将来それを考えていくということが必要になってくると思います。

しかし、差し当たって、それが無理とか、直ちにできるというわけではないとすると、その業種の中で低廉と言われる労働者の位置付けは、大体どの辺になるのかということはある程度了解したうえで、その辺をベースに必要性ありなしを議論するとかということが、現実的には必要になってくると思います。

要するに、長期的には産業内の業種見直しということが必要という気もします。他方で差し当たり、今の括りの中で、低廉な水準がある程度定められたときに、その人たちの賃金水準をどれくらい上げるのが適正かという議論に、一つ一つ業種ごとに議論していくことが必要になっていると思います。

その場合に、第1・十分位数の基準が一つ示されたわけですが、それを巡って使用者側の山埜委員からの御指摘もあり、いろんな解釈が可能です。それに対して労働者側も論点を提示されました。

我々としては、必要性審議をするときに、一つの拠り所になるのかという辺りを了解することはなかなか難しく、複合的な要素からなっていますので、一義的に言うのは難しいかもしれません。

しかし、お互いにどう議論して、それぞれの立場から根拠を示していただき、いちいち審議するしかないというこれまでのやり方になるのかと思います。

私自身は、その辺が落とすところかなと思いつつも、現実の議論がそれぞれの使用者や労働者側の人たちの思いとどのくらいかけ離れているのかということがあれば、お聞かせいただくとありがたいです。

○山埜委員

よろしいですか。話をちょっと戻してしまってもいいですか。

もう一度確認ですが、この対象産業とは、5頁の資料の左側に考え方が示されておりまして、地域別最低賃金より金額水準が高い最低賃金を必要と認めるものに限定ということが書いてあります。これの解釈というか、説明にあたって、先ほどの労働者側からは、ちょっと言葉は違うかもしれませんが、成長産業であるとか基幹的産業であるとか、そういうイメージを持ったわけですが、そういう解釈でよろしいですね。

やはり、どちらかという金額水準が高い産業が基本的に対象となり、その中でいろんな事情によって、下位の方の賃金水準が低い方を救う制度、そういう理解でよろしいんですね。

○玉川委員

もちろん、その意味合いもありますが、いわゆる賃金水準が実態としてどうなのかということがあります。

我々は少なくとも労使交渉という労使で話し合っって賃金を決めるというベースがあり、そのことによって一定程度、両者の合意によって賃金水準が決まってくると考えたときに、労働協約によって、いわゆる一定の産業における賃金水準は適

正値を持っていると思っています。

そういう意味では、少なくとも我々が労働協約なり、労使という関係で賃金の水準を決める業種という意味合いも非常に大きいと思っていますので、成長産業だとか、あるいは県における主要産業ということにもなります。

それとプラスアルファとして、我々としては、労使間できちっと賃金水準が見いだせている環境のある産業においては、特定最低賃金の必要性は明らかではないかなと思っています。

○山本委員

まず資料5頁で、「今後の」となっており、次に（略）ってなっていますが、中央最低賃金審議会の中では、産業構造が安定化してきた中において、今後どうしていくかというときに考えるので、今はどうこうするという事ではないということです。

○山埜委員

そうすると、全ての産業が対象となってしまいます。あまり限定列挙する必要は全くないのではないかと思います。

はい、すみません。話を戻します。

○新宮会長

とても大事なことです。ありがとうございます。

今の論点、または新しい論点でも構いません。特定最低賃金について何か御意見がございましたらお願いします。

○九野委員

今の水準の話や、成長産業の話は、金額決定をしていく中での判断材料としては当然あるべきだと思います。いつも支払能力ということが主張されている中では当然稼ぐ力がある、産業として力があるものは引き上げるべきではないかと、私たちの主張の根っこに関わってくるということを御理解いただきたいと思います。

私は、もう一つ3頁目にあります事業の公正な競争の確保に、最低賃金制度の実施が促進するものと考えられています。このこともしっかりと協議の材料にあがってくるべきだなと思っています。当該産業が成長していく中で、賃金を引き上げることで企業の中の合理化、事業の公正競争が促進していく。この部分についてはなかなかデータとしてお示しすることは難しいですが、当該産業として賃金が引き上がり、そして全体として稼ぐ力がついてくるためには、賃金の上昇を抑えるだけではなく、例えば生産性を向上させていくとか、産業全体でいかに付加価値を生み出していくかという議論がそこから始まっていくことも大事なのかなと感じております。

この特定最低賃金として持っている機能は、どれか1点だけがないから、必要性がないというだけではなく、総合的に判断していくべきだと感じております。

○岡崎委員

資料「最低賃金法の詳解」の6ページですが、読み上げますと「本法による最低賃金制において低賃金労働者の賃金の最低額を保障するための最低賃金として、第9条に規定する地域別最低賃金が、全国労働者の賃金の最低額を保障する安全網としての第一義的な機能を担うこととし、第15条に規定する特定最低賃金が地域別最低賃金の補完的役割を果たすこととしている」。文章的に、ここはどういうことなのか、つまり最低賃金で守られないものを守っている。最低賃金が払われることは、補完的役割がどういう意味になるのでしょうか。

○木村賃金室長

お答えしてよろしいでしょうか。

資料4頁に、平成19年改正当時の労働政策審議会の答申につきまして記載しました1の四角い括りのところでございます。

説明の際には、「ここで評価をされました」という説明をさせていただいた部分です。ここで役割を担うということとなっております。その役割は、2頁でいうところの地域別最低賃金の補完的役割というようなことを示していると理解しているところです。この役割とは、どういった役割なのかということをお質問いただいていると理解しております。

この役割の中身としては、この下線部であろうと思っております。

1つには従前の中小企業に対する団体交渉を補完する役割。これが言葉としては賃金水準を設定するための労使の取組を補完し、という言葉になっていると思っております。これが1つあります。

その次に、公正な賃金決定に資するという面が加わっております。この公正な賃金決定に資するということが加わっていることが、この19年当時に補完的役割として整備されているというふうに考えております。以上です。

○岡崎委員

議論する際に、最低賃金が決まると、これは安全網だと、では「特定最低賃金は」という議論に必ずなるわけですが、補完的役割である。

今言ったように高い賃金水準を払っている特定の業種、何が安全網なのかというのは、たぶん使用者側からいつも出てくる議論です。

最低賃金の補完的役割って何なのか。条文を見ると確かに労使の取組を補完しとなっています。でも、ここで見るとそうじゃなくて、安全保障というか、安全網の一義的なことを担うこととし、特定最低賃金の補完的役割という文章が、私には安全網にかかっているように読めてしまったものですから、今言った質問をさせていただきました。

○山本委員

そうすると、成り立ちが最低賃金になり、特定最低賃金が高さというところがありますが、最初に最低賃金と言わないといけない。最低賃金法ができてきた建前は、最初に最低賃金という議論があって、特定最低賃金ではなく、もともと日本が経済成長で伸びていった時に、企業間の格差を埋めるということと公正な産業を作るということと、もう一個は言うてはいませんが、出稼ぎ労働者の人たちに特定の産業についてはどこに行っても同じ給与で、賃金でいくという。

特に、福井は東北や九州から女工さんが来て、ここは高く、ここは低いと産業構造が成り立たないから一緒にしようということになって、それが最初に繊維であれば高いところにあって、やっぱり日本の中で機械工業の中で働いている人たちのために最低賃金を作った。最低賃金ができると、自分たちの産業構造の中で公正労働基準を確立するために特定最低賃金が先にできたのです。どちらかといえば。

最低賃金があって、その上でどうしようかという議論になると、賃金の高さがどうだ、こうだとなってしまいが、もともとは違うでしょと言うところで、逆を言えば、衰退するかもしれないけど、構造が変わってくれば、特定最低賃金の業種がなくなるかもしれない。

結果的に、東京では、複雑すぎて、地域別最低賃金一本で水準を上げて、逆を言えば、東京・神奈川みたいなところは地域別最低賃金を上げることによって、地方の地域別最低賃金もしくは特定最低賃金全体の引上げを目指すということになっています。

○岡崎委員

私もこういうことを確認したかった。ここが補完的って、そういうことですよね。先ほどから繰り返しになりますが、未組織の労働者に同じ産業に所属する労働者に対して、きちんとした国の制度として給与を保障するという側面プラス、今言った側面はもともと特定最低賃金の意義であり、現在のこの規則の中で多分15条の中にある程度いきていて、それもここで私たちは議論する。

この点についても、我々の議論の中で踏まえておかなければいけないと思い、改めて質問しました。以上です。

○江端委員

補完的役割というのは室長さんが言われた内容とは違うように考えています。単純に最低賃金法は、あくまでも主役は地域別最低賃金であり、メインは地域別最低賃金だということで、それを補完する意味で特定最低賃金があると理解しています。

ですから、条文上も地域別最低賃金は確か、決定しなければならないという書き方になっていますけれども、特定最低賃金は決定することができるという書き方ですから、当然、この審議会で議論した結果、決定しないこともあるということで、いろいろ検討してやればいい。それは地域別最低賃金を補完するものだという程度の理解です。

○新宮会長

多分そのことについては、皆さん御異論はないと思います。そのこと自体については特定最低賃金をわざわざ設けているわけですから、その存在理由があるとするれば地域別最低賃金プラスアルファの意味合いがあるはずだという理由になって、根拠になっていると思います。

その根拠が何になるかということが今議論の中心になっているような気がします。

○上野委員

先ほど、山本さんがおっしゃっていたことも、今回の会議の本質だと思います。

特定業種が福井で何をもってこの4業種になっているか、成長性なのか、それと労使で決められる業種、価格を決定できる業種。先ほどおっしゃっていたように、労働組合がきちんと整備されている業種が伝統的に、また成り立ちから言って、それが一つの根拠だとおっしゃっているのかな、と私は聞いていました。

ただ、福井の4業種が成長性とか、福井にとってこの4業種がどういうものさしで、これから議論するのかということ、今日本当は議論すべきなのかと思います。

はっきり言って、繊維がどうかということの一つ一つを検証することありでしょうし、電気、機械がどうかということ、本当にこれをはっきりさせることで、すっきりするのではないかと考えています。

私は、喉ぼとけに何か刺さったような感じで、いつも話をしているのは辛いなと思っていました。個人的な意見です。

○山本委員

少なくとも県知事が、1500年の歴史がある福井の産業と、それから元々培っていた漆器もそうですけど、漆器、それから和紙もそうです。繊維もそうです。この産業を活かすために、人材もそうだし、研究もすると言っているということは、県として主たる産業に位置づけている。そうである以上は、そこを否定する必要はないと思います。

○上野委員

これは、県が主要産業としているくらいですから、繊維業について議論する時期ではないか。

○山田委員

今のお話の中につながるかもしれませんが、最初に事務局の方で出されたグラフで、結構皆さん一人歩きしていく可能性があるのではないかと思います、少し釘をさしておきたいと思っています。

グラフ資料の出所を明らかにしたいことと、それぞれのどれぐらいの回答を得られた結果なのかということも知っておきたいと思っています。このグラフや折れ線グラフを出すにあたって、適用労働者に対して何割ぐらいの回答を受けた、図やグラフなのかということも知っておきたいです。

私が担当する電気の立場で言えば、タイトルには電気機械機具製造業に係るということになっていますが、福井の特定最低賃金においては非常に広範囲になっていて、電子デバイス、電子部品というところの方が人数的に大半を占めているはずで、その人数が入っているのかどうか等を確認しておきたいと思い、発言させていただきました。

電子デバイスや電子部品関係を入れて、中位数が1,100円という金額は正直ありえないという感覚です。

○木村賃金室長

まず、1点、今回お示ししております資料の出所は基礎調査です。

この棒グラフの出所につきましては、本日の参考資料として入れさせていただき、8月にお配りしました特定最低賃金の最低賃金に関する基礎調査結果、これをもとにしております。

グラフとしましては、10年分を入れさせていただきましたが、今日お示ししました令和5年度分につきましては、参考資料の15頁を御覧いただきたいと思います。

15頁には、本年の基礎調査における対象事業所数、そのうちの調査依頼をした数、回答の集計数を入れさせていただいております。規模別に入っております。

電気機械製造業は略称ですが、調査集計数としては事業所数になりますけれども、87事業所ということです。

今、御質問がありました電気には、それぞれの業種がございます。この細分化した数字については申しわけございませんが、手元に資料がございませんので、お答えはできないところです。

ただ、参考資料の一番後ろをめぐっていただいたリーフレット、産業別最低賃金の適用業種を入れてございますので、こちらのE-281の電気デバイスからE-302の映像音響機械製造業、ここまでを調査個数として全て満たすように設計して、回答をいただいているということで、特段どこにウェートを置いているというようなことはございません。以上です。

○山田委員

これは、中小企業に限った数字だと思っておりますか。

○木村賃金室長

資料の14頁に調査対象がございます。産業につきましては製造業について100人未満の民営事業所を対象としているということです。

○山田委員

中小企業のみをピックアップしたグラフということですか。

○木村賃金室長

基礎調査自体は、中小・零細企業を対象としています。中小・零細企業における賃金実態を明らかにするというものでございますので、大手の企業はここに入っていないということです。

○山田委員

わかりました。

そういう意味では、この4業種ともに県全体の産業を表したものではないという位置づけですね。

○木村賃金室長

特定最低賃金が適用されることは大企業も同じでございます。これは全てを表している数字ではございません。あくまでも審議会の中での中小企業への影響を見ていただくためのものということでございます。

○山田委員
理解しました。

○坪川委員

特定最低賃金というのは、基幹産業であったり、成長産業、成長を期待する産業であったり、それからいろんな産業の中でリードしていただきたい業種について、特定最低賃金が定められたと理解していました。

今日いただいた表やグラフを見させていただくと、中小企業の数字、データということですが、業種の中でも企業同士の格差もあり、企業の中でも業種によって差があります。いろんな格差があって、要するに競争力が低く、価格転嫁もできないような、そういう企業に配慮をしなければいけないのかということを考えてみました。

やはり、特定最低賃金は、先ほどからお話のように業界を引っ張ってほしいということから、地域別最低賃金よりは、高い金額を設定する。(地域別)最低賃金の方は物価上昇よりも若干上回って、皆さんの賃金が上がっていく。特定最低賃金については、それ以上のものを期待するという事なので、本当に厳しいものかなと思います。

ただ、私たちの最低賃金審議会は、そういう競争力がないようなところも、いかに生産性を上げて、価格転嫁をして、どんどんと労働者の環境が良くなるように、エンゲージメントとよく言われますが、労働者が働きやすいような賃金設定を示していくというか、私たちは指針として出していくべきじゃないのかなと思うと、一概に競争力が低い中小企業がいるから上げなくていいじゃないかという議論にはならない。

そこはちょっと強引かなと思いますので、経済団体もすごい力が強いのでいろんなことをおっしゃると思いますが、やはり底上げもしながら、地域をリードしていく企業も作っていかなくちゃいけないのかなと、このグラフを見ていて思いました。

それは、考え方を改めないといけないなと思ったのですが、議論がなかなか厳しいような感じで、若干感想として思いました。以上です。

○新宮会長
ありがとうございます。

○豊嶋委員

今年から初めて出席することとなり、よく分かっていないことが多いですが、やっぱり、今回の特定最低賃金のところを考えると、基本的な考え方でお書きいただいているところの、「地域別最低賃金より金額水準が高い最低賃金を必要と認めるもの」という、高いという言葉がどういうふうに結びつくのかなというところで、本当にこの言葉の意味するところがどうしても頭の中でいろいろと思いが巡ります。

最初に、いろいろお話を聞いている中では、成長産業というところ、県としてもこうしていきたいという、そういう指針の下に、どういうところを強化しなくちゃいけないのか。だからこそというところがあるのかなという思いがあると感じます。

そういう目線で見ると、例えば県の何か年計画が出たりすると、少なくともそれ

に応じて業種の選び方であるとか、中身の精査は、やっぱり都度やらなければいけないことなのかなと思っています。既存の4業種というところに固執しているところが、ちょっと理解ができませんでした。

その4業種も各県のいろいろな中身を見ていると同じような産業を見ている、書いてあることが少しずつ違ったりしています。だから、この県はこういうところをやりたいな、というところが見えてくるようなところも一部にはあったりします。

こうした中で、福井県はどうなのだろうと、そこが本当に目指すところなのか、そこで見えてきているかどうか、理解できているかどうか、そこをやっぱりもう少し具体的に確認しないといけないのではないかとこのことを強く思っています。

だから、毎年少なくとも確認という意味では、いろんな業種、産業を眺めないといけないだろうと思います。資料作りや精査する意味では、大変な御苦労が必要になってくると思います。労働者側の方、組合についても、現行4産業でいろいろとお話いただいています、いろいろな産業のところのお話もやっぱり聞かせいただかないといけないだろうと強く感じます。

そういったことが分かった上で、福井県としてはどうしていかなくてはいけないのだろうかというところから、詰めていければいいと思っており、そのような材料が自分の中に落ちてこなくて、なかなか判断ができないというところが、今回参加させていただいて、本当に辛い心境です。

参加にあたって、ネット検索や、本も複数読み返しましたが、結局のところ分からなかったというところではあります。

どう判断すればいいか、この高い最低賃金を必要と認めるものということが一体何を求めている言葉なのかということが、今もいろいろ共有化されたのかされていないのか、明確じゃないなというふうに聞いておりました、そんなちょっと中途半端なところで、意見でも何でもないので、そういったところがもう少し明確になり、私たちがそれぞれ共有化して判断していければよいと思っています。

○新宮会長

全く率直な御意見かと思えます。すごく、よく理解できます。

○酒井委員

私も、今年から参加をさせていただいておりますので、これまでの長い歴史の中で議論が積み上がってきて、今の議論があるのだろうと十分認識をしておりますが、正直に一言で言うと、やっぱり分かりません。

一つには、地域別最低賃金がこれだけ上がってきている中で、そもそも特定最低賃金という制度そのものの役割が今求められているのかどうか、まず分からない。(地域別最低賃金は)今年も上がりました、来年も上がるでしょう。将来的には1,500円くらいの平均で、というような数字も政府の方が発表していますので、これからますます上がっていくと思います。そういった中で何でこういうものがいいのかということはず一つ理解できない。

この4業種が選ばれたことは歴史的な背景があるのでしょうけれども、これは大変失礼な言い方かもしれませんが、この4業種の特権のようにしか思えません。他の業種はいいのですか。

○山本委員

水産業でも入れたらいいじゃないですか。特権とかじゃなくて。

○酒井委員

特権という言い方はきつかったかもしれませんが、そういうふうには見えない。

○山本委員

こんなところしか見てないのか。やったらいいですよ。福井県の中にある産業は何だって話でしょ。

○酒井委員

基本的には、賃金とか賞与というのは個別企業の総合的な判断の中で決めるべきものだと思っています。その中でセーフティネットとして地域別の最低賃金というのがあるのだらうと思います。

賃金を今議論していますが、労働者側からすると年間の収入だと思います。賞与も含めて議論するなら、なんとなく分かりますが、賃金だけにスポットを当てて、そこだけ上げましょう。年間の賃金はどうなるのですかという議論は、正直、私の記憶の中にはありません。そうすると、本当にそこだけスポットを当てて議論していても本当にそれでいいのですか。

毎月の賃金と賞与を合わせて、賞与が出る会社は、福井県全体の中でどれくらいあるかわかりませんが、そこも合わせて、労働者の生活の安定向上を図っていくべきであって、賃金だけにスポットを当てているということが分からない。

繰り返しになりますが、なんでこの4業種だけあるのかということ、そもそも今の役割、今この時代背景の中で、この特定最低賃金というものの役割が本当に今もあるのですかと、来年もこれでいいのですかということをやっぱり議論していくべきではないのかな、というふうに思います。

○山本委員

要るか要らないのかどっちですか。こっちは要るって言っているんだ。

○酒井委員

私は要らないと思っています。

○山本委員

そこから始まらないと。第三者的に要るんですか、要らないんですか、議論しないとみたいな話に聞こえます。

○酒井委員

私は要らないと思っています。毎年、毎年、最低賃金が上がっていく中で、なんでこの4業種だけまた上げないといけないのですか。そこは個別企業が判断すべきことだと思っています。その労使の間で話をしてもらえばいいという考えかと思っ

ています。

○新宮会長

この議論にあまり入ってしまうと、単に福井県だけの問題というよりも、全国的な課題だというふうに思います。それぞれの都道府県単位で、その業種が特定最低賃金の対象業種として正当なのかどうなのかという議論は、どこも疑問に思いながらやっているところがあるかと思えます。

私自身の考えを申し上げますと、これは公益全体の意見ではありません。個人的な意見を申し上げます。

とりあえず4業種があります。私たちが、特定最低賃金が必要かどうかという議論をするとすれば、改廃を含めた議論をこの審議会ですべてやっていく必要があるということになるので、次のステップに行くということを御提起いただければ、その形で進めていくことは可能だと思います。

全国的に特定最低賃金を廃止してくださいという議論は、ここではできませんので、差し当たって福井県での特定最低賃金を廃止するというような、業種ごとにこれは要りません、これは要りますというような形で、場合によってはこの業種が必要だというような議論が出てくれば、私たちはそれをこの場で真摯に議論することになるかと考えております。

正直申し上げます、私たちは、現実的に対応してきたという変ですけども、この4業種の必然性は、必要性ありなしで決めるしかない、という対応をしてきたということが現実です。だから、事実上この業種で特定最低賃金を上げる必要性はないということであれば、必要性なしでいくし、上げる必要があるということであれば議論に入るといって進めてきたということが現実的な対応という感じです。

これは、御不満もおありかもしれませんが、ドラスティックな変更を加えるということになりますと、やっぱりその根拠を示したりすることは、なかなか困難だということもあり、ある意味、惰性的にやっているところもあります。だからこそ、必要性の審議のときに、なぜこの業種では上げられないか、上げられるかという議論をしていただいて、実際、金額審議に入るかどうかを決めるという形で乗り切ってきたと考えております。

クリアな、原則論に立てば、若干欺瞞的なところがあることは感じております。私もそれを全部払拭した無びゅうな制度運営というのはなかなか難しいので、それをするとすると、きちんと手続きを踏んで、廃止なりを御提起いただくとか、そういう形を進めないと、空論が飛び交う感じがちょっと続くのかなということを懸念しているところです。

現実的には、例えば繊維はこのところもほとんど必要性審議なしが続いてきていますが、そういう形で特定最低賃金の意義を、データも含めて了解し合うという場所として、必要性審議が成り立ってきたと一応みなしているわけです。そういうことを積み重ねていただく必要があって、できればそれぞれの業種について、こういう根拠で必要性はないです。こういう根拠で必要性がありますっていう、面倒でもそれぞれの立場から出していただかないと判断ができないかなというふうに感じております。

その辺の御協力は、ぜひ皆さんにお願いしたいと思って、実はこの場は皆さんの了解を得られればと考えております。

より本質的な議論、本日もいくつか出ましたけれども、まず、そもそもなぜ4業種なのか、そもそも特定最低賃金はいるのか、あるいはさらにもうちょっと細かく立ち入って、その業種の中でも細かい産業分類の中には支払能力がそもそも無理じゃないかというところを割り出すとか、そういう作業に入るのかとか、いろいろなことを含めて議論していく可能性は常に開かれております。決してそれをこの場で閉じているわけではありません。具体的な廃止の申出等がありましたら、それに基づいて動かしていくということに、審議会としてはせざるを得ないかな、と考えております。

○岡崎委員

私も、同様の意見でございます。

第15条でございますように労働者または使用者の全部または一部を代表する者は、改正もしくは廃止の決定をするよう申し出ることができるということもございますので、もし酒井委員の方で廃止すべきであると、この4業種を廃止すべきであるということであれば、改めて処理を行いまして、3月、4月の必要な時期に申出いただいた上で、議論するということが、私は一番よろしいと思っております。正規の立場で、正規の議題にして議論しないと、なかなかこの4業種はどうなんだという議論になりますので、また労働者の方はそれに対して反論をいただいて、最終的には当審議会で決定するということになろうかと思えます。そこにおいて決定されたことに基づきまして、次に必要性審議等の議論になっていくだろうと、ずっと思っております。

ぜひこの4業種、おかしいのではないかということであれば、15条に基づきまして廃止の決定を申し出ることができますので、ぜひそういったことを含めて、今後御議論賜ればと思っております。私からは以上です。

○小林委員

今日出した資料の5頁にもありますし、山本委員から若干説明もありましたが、基本的に日本の最低賃金というのは、まずここにありますように労使間協定ということなので、産業別最低賃金がずっと昔にあって、その後に地域別最低賃金があって、産業別最低賃金の最低ラインだと思いますが、地域別最低賃金を作ってきた。

そうすると、地域別最低賃金より高い産業別最低賃金が残っていますから、そういうところで小括りとかいろいろ変遷あったと思います。基本的にはそういう形でできてきている。

だから、4業種を特別に新たに設定したというよりも、多分ちょっと経緯をきっちり調べていないですが、昔からそういう業種について地域別最低賃金より高い設定がずっと残ってきているということだと思いますので、新たに地域別最低賃金より高い、この4業種を特別に作ったというよりも、昔からずっとあるのを、今後どうしていきましようかという議論というような形で理解していただければ、と思っております。

○九野委員

お互いの主張は、なかなか噛み合わない部分がたくさんあります。

ただ、新宮先生が言われたように、こちらは必要性があるという立場で、必要

性、こういう理由でこういう根拠で、ということをお伝えしています。当然、使用者側の皆さんは、必要性がないという立場でいろいろ思いがあるのかなと思っております。

それぞれ当該産業の立場で、私たちは申し入れをさせていただいているので、先ほど、特定最低賃金の意義がもうないのではないかとの話をされたと理解していますけれども、私どもは当該の産業の立場で、この特定最低賃金の必要性というか意義を改めて認識する中で引上げをしてほしいという手続きをしているということとはなかなか否定ができないと思っておりますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

あと、4業種の特権的などというふうにおっしゃられていますけれども、歴史的な経緯もあって、この4業種が特定最低賃金として残っております。もうちょっとニュートラルにどういった産業に本来設定すべきなのか、そもそもそれすらも必要がないのかという議論を、やはりしっかりした議論を議事録が残る立場で、お互いの主張を交わすことが非常に大事だなと思っております。

もう一点は、先ほど、賃金というものは当該の労使で設定すべきだとおっしゃられていたと思います。当然、企業ごとに賃金決定という、主に使用者側のイニシアティブがある中で決まっていくのかなと思いますが、当然交渉力がある労働組合があるところについては、当然、交渉の中で合意の中で決まっていきますので、一定程度労働者の声というのが反映されていきます。

ただ、私たちが接している労働者の皆さんの話を聞けば、交渉能力がないところについては、なかなか賃金決定というものに労働者の意見、賃金を上げてくれという声はなかなか反映されていない。これは実態としてあると思っております。

その企業間の労使交渉に委ねるだけではなくて、本当に当該産業の賃金が上がらなくていいのか、上がったほうがいいのかというところは総論、各論それぞれあると思いますが、もう少ししっかり話をさせていただければな、と感じております。

私どもは、各業種の中でしっかり賃金水準を上げていくべきだろう、という立場で発言させていただいているところを御理解いただければと思います。以上です。

○新宮会長

ありがとうございます。

私の進行により、ちょっと取り留めがない話し合いになったかという面もあるかと思いますが、いくつかそれぞれ特定最低賃金について課題を感じていらっしゃるということは非常によく理解できました。とりわけ地域別最低賃金が急速に上がっていく中で特定最低賃金の意義をどう見ていくかということについての疑念が生じてくるのは私もよく理解できます。

また、なぜこの4業種なのかということについて、過去の経緯と今の現実とのギャップが生じているという疑念としてあることもわかります。

我々は、この審議会は現実的な対応をしてきたというふうに御理解いただければと思います。必要性審議の申出が出てきた、それに対して必要性があるかどうかを毎回議論する。そのときに毎回お願いしたいと思うことは、根拠を示して、原則論にいつてしまうと、もう議論ができなくなってしまうと、結局、何業種を今年は特定最低賃金の議論の対象になるのかというような取引のようになってしまいます。

この業種は、もはやいりませんという根拠を示して、根拠と言いましても、例え

ば、事務局から用意してくださる資料とか、それに基づけば、私は基本的にその範囲でしかできない、というのが現実です。

ただ、もっとより詳しいデータが用意できるということでしたら、かつて使用者側も毎回いろんな資料を出していただきました。個別に集めてきた資料、そういうものを含めて、必要性ないというような形で一つ一つ定めていくということをやりたいのではないかなと考えております。

そのときに、結局は労働者の生活水準の問題ということもございしますが、支払能力等、いくつか最低賃金を考えるときに考慮すべき要件を考えながら、またその時々経済情勢も変わります。そうした経済情勢の変化に応じて、どうするかということ議論していただいて、決めていくしかないと思っております。

ただ、何度も申し上げますが、このことは、例えば4業種を一つずつ場合によっては廃止していくとか、場合によっては特定最低賃金そのものを結果として廃止していくとかいうような形につながっていくのであれば、それはもうまさに使命を終えているからだというふうに受け止めるしかないのではないかと思います。そのためには、もし必要性があると感じられる労働者側は積極的に根拠を示していただく必要があるかと思っておりますし、使用者側もそれに対して十分な反論をしていただく、ということが必要になってくるかと思っております。

この審議会は非常に軸を明確にしづらいところがございます。私もいくつか行政関係の審議会に出てきます。ほとんど台本ができていて、ほとんど形ばかりの審議会が多い中で、ここだけはなかなかそういうわけにいかないところがございますので、やはり実質的な議論をせざるを得ません。その辺の協力を、何よりもまずお願いしたいことと、来年度以降の必要性審議もとりあえず4業種を、差し当たって廃止するという御提案が出てくれば対応する必要があるかと思っておりますが、もしそれがなければ一つ一つ議論していくということをやらざるを得ない。

その時にぜひお願いしたいことは、この業界は今、経済事情がこんな状況だとか、そういうことについての了解をきちんと得られるような形での説得をお互いにしていただければいい。例えば、協約賃金が去年よりも変わってないとかいうようなことを使用者側から御指摘いただきましたけれども、それに対して労働者側はどういうふうに対応するのかということを含めて議論していただくなど、具体的な議論をしていただく以外は今のところないのではないかと思います。

最終的に、地域別最低賃金の上げ幅が今後もこんな感じに続いていくと、確かに特定最低賃金の存在理由を説明することはどんどん難しくなっていくと感じておりますので、その辺は現実的に使用者側も労働者側も考えていただいて、制度があるからあるという開き直りではなく、一つ一つその制度を維持するなら維持する根拠を示していただきたいし、廃止するなら廃止する根拠を示していただきたいということが、我々のお願いです。

非常に、この審議会の過重な負担をそれぞれの委員の方をお願いすることになるわけですから、大変心苦しいところでもありますけれども、そういう形で進めていく。これまでもそのようにやってきましたし、当面この4業種でやっていくとするならば、そのやり方でやっていくしかないかなと感じております。

今日頂戴した様々な意見は、今後の個別の議論の中にも、おそらく何度も顔を出してくると思っておりますので、それを尊重しながら一つ一つ、来年度も必要性審議を十

分にできればと、私は考えております。

なかなか大変で心苦しいですが、そういう形での御協力をお願いできないかな、と考えているところです。

○中山委員

私個人としては、今まで4業種ありきで、ずっと審議を、私も何年か参加させていただいていますが、やはり、産業構造の変化に伴って、業種の見直し、構成の見直しにも手をつけていかないといけない時期に来ているのではないかなと思っております。今あるものだけで、廃止や継続という判断ではなく、その中身の構成の見直しをやっていくべきだと思っています。

もし、それをやる場合には、手順としてどういう手続、スケジュール観になるのかということ、今日じゃなくてもいいんですけども、お示しいただけたらなと思います。

○新宮会長

お願いします。

○木村賃金室長

年明けて3月になりますと、毎年次の年度の特定最低賃金の改正について、申出の意向があるか否か、ということをお互いから表明をし合っていただくということとなります。

主には、労働者の皆さんの方から、この業種をというような形で意向表明があるということになります。

その際に、括りを見直す。構成を変えるという点を含めてなされるかどうかということ、その時点で御表明いただくこととなります。

仮に、そういう表明がなされた場合には、事務局としましては、細かい業種のデータが取れるように調査設計をさせていただき、審議に際してお手元に提示できるように御準備させていただく、という流れになります。

○玉川委員

今の構成の見直し、あるいは4業種というようなことを先ほども言われているのですが、業種は基本的には新設すれば、いくらでも作れます。これは別に労働協約ケースでなく、公正競争ケースであればいろいろな疎明資料を、例えば、県内の経済状況や業種の状況によって、それを疎明資料としてつけていただければ、どんな業種でも出すことが可能です。

今、我々は4業種にこだわっているわけではなく、4業種においては少なくとも労働協約をきちんと準備できる状態があるので、4業種をまず意向表明としてはさせていただいています。全国的には、例えば介護、あるいは医療といった分野でも、本当は特定最低賃金を作っていくべきだ、という動きもあります。なかなか県内でそういった準備状況になっていないので、我々は出せないという状況もあるのですが、

今、先生方が言われたように、例えば繊維をどうするかということが、もしあれば事前にいろんな話をする中で、例えば、今の繊維から新しい繊維括りになります

が、申請するとなると今までの条件がもう少しアップしますので、これができるかどうかということももちろんあります。

ただ、公正競争ケースであれば、いろんなケースでどうにかできるので、そこに御理解をいただければ、新しい業種を作ることは可能だと思います。

今の4業種であれば、現体制でも、例えば、酒井先生が言われたように、非常に中によっては労働協約の最低賃金協定が非常に厳しくなっている業種というか、括りの中にもあります。それを外すというような考え方もできるわけです。そこで新設という形で作ることは可能です。これは主に、先ほど事務局が言われたように、使用者側というより、労働者側からの意向表明からスタートとおっしゃっていますが、新設においては使用者側からの御提案も含めて可能です。事前に労働者側にアプローチいただければ、もう少し具体的な話を進めるということが可能かなと思いますので、3月ぐらいまでに、例えば業種の括りも含めて、新設ということが、可能かどうかがよく分かりませんが、これこそ労使のイニシアティブで作っていくことは可能かと思っています。

今、中山先生が言われたように、機械をどういうふうにか考えるかというのは、また個別事情もあるかなと思います。電気においても非常に幅広いので、もしかしたら非常に高い電子デバイスとか電子部品というのはもちろん、もっと高いレベルで考えることも可能ではあるのかなと思っています。しかし、できるだけ我々としては広い括りの中で網羅したいということがもちろんありますし、その中で、労働協約ケースで3分の1をクリアするのであれば、何とかこれを維持したいということは根底にももちろんあります。

しかし、あくまでも労使のイニシアティブによって作られていく特定最低賃金ですので、そこについて、我々は全然高い壁を持っているわけではありません。具体的にお話しいただければ対応できると思っています。よろしくお願いします。

○新宮会長

手続き的には、一般小売でやったことがございますので、見直しは手続きさえ踏んでいただければできます。これは審議会で全員皆さんの了解があれば、挙手までした記憶はないですけども、皆さんの了解が得られて、一般小売りを百貨店、総合スーパーだけに移行した経験がございますので、明らかに業種の中でここが難しいということがあれば、そこを外すという手続きに入った経験がございますのでできることは確実です。

それから、他方で、あくまでも事務局から説明がありましたように、労働者の生活をいかに確保するかという点は、非常に重要な論点だと思います。私自身は、できれば、地域別最低賃金が十分な高さになれば、そのことが、地域別最低賃金が本来は主としているところですので、そこでカバーすればよいことだと思いますが、差し当たって今考えているのは、もしそれ以上に上げられるところがあるなら、その部分でさらに改善ができればということが、特定最低賃金の一つの考え方かなと思っています。その意味では、そもそも上げることが困難だということであれば、それすらも難しいということであれば、その場合は必要性なしという形でやるかな、ということになっていくかと思っています。

最低賃金をめぐっては、双方にとって苦しい判断を迫ることになるわけですので、非常にフラストレーションがたまることもよく理解できますけれども、県の経

済全体に関わること、それは上げようが上げまいが、非常にインパクトの大きい審議会ですので、この審議会は、非常に世間的にも注目されており、責任も重いと思っております。そうした中で最善を尽くすということしかできないと思えますけれども、そういう形で引き続きやっていけたらと思えます。

今日のように率直な御意見をお聞きしながら、審議会の進め方を改善できればと考えております。

大変長時間にわたりまして、御議論いただきました。まだお話いただきたいことが尽きないかと思えますが、差し当たって、今日はこの辺で皆さんの御意見をお聞きして、次のステップに行く可能性もあるということを確認した上で、一旦この議論は締めたいと思えます。

議題の（２）に移ります。何かございますか。

（質疑、意見のないことを確認）

○新宮会長

事務局から何かございますか。

○木村賃金室長

長時間ありがとうございます。２点ございます。

１点目につきましては、専門部会の廃止についてです。

本年度、専門部会は２つございました。専門部会の廃止については最低賃金審議会令第６条第７項の規定により、審議会の決議により廃止するとされております。

本年度の改正審議は無事に終えることができましたので、福井県最低賃金専門部会、福井県繊維機械、金属加工用機械製造業専門部会の両専門部会の廃止につきまして、決議をお願いいたします。

○新宮会長

では、事務局から説明がありましたように、福井県最低賃金専門部会、福井県繊維機械、金属加工用機械製造業専門部会の両専門部会の廃止についてお諮りします。

廃止でよろしいでしょうか。

（異議なしを確認）

○新宮会長

では、両部会の廃止を決議します。

両専門部会の委員の皆様、本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。

引き続き、事務局から説明をお願いします

○木村賃金室長

はい、ありがとうございます。

では、事務局からの2点目でございます。

委員の異動につきましてお知らせでございます。

労働者代表の山本委員におかれましては、所属する労働組合での人事異動により、今回の御出席で最後となる旨お伺いしております。

各委員の皆様へ、この場をお借りいたしましてお伝えさせていただきます。

山本委員には、令和3年11月から2年間、審議会に御参加賜りありがとうございます。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

さて、本日の審議会が本年最後となりました。

委員の皆様には本年6月以降、審議会について8回、専門部会について7回開催してまいりまして、その都度、日程調整や事前調整などに御協力いただきまして、この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

地域別最低賃金、特定最低賃金とも無事発効できることとなりました。本当にありがとうございました。

来年も引き続き、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○新宮会長

それでは、本日の審議会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

(閉 会)